

近世後期、城下町周縁村落における水車業

——松本藩庄内組を事例に——

志 村 洋

はじめに

中世の惣村社会から兵農分離を経た近世社会では、領支配の拠点である城下町に政治・経済・文化の諸機能が集められ、村落域には種々の「都市的要素」を欠いた近世的村落が成立したと言われる⁽¹⁾。しかし実際には、近世中期以降各地で中上層農による在方商工業が発展し、都市の特権的問屋商人と対抗したり、町場続きの村などでは日用層の流入によって村落内に都市的な下層社会が展開したりする⁽²⁾。

そうした「都市的要素」の農村社会への浸潤に関わる諸問題は、古くは戦前期のマニファクチュア論争をはじめとして様々な形で論じられてきている。しかし、こと城下町周縁村の社会構造という点については、都市史研究・村落史研究それぞれの関心のはざままで、意識的に取り上げられることが少なかった⁽³⁾。

そこで本稿では、信州安曇郡・筑摩郡に六万石の所領を有した戸田松平家の城下町松本に接する村々の史料をもとに、種々の小商工業者や半プロ層が村内に定住するに至った近世後期の城下町周縁村の様相を、近世後期に発達した

水車業に注目して明らかにしたい。

水車は大きく灌漑用水車と動力用水車とに分けられるが、本稿で取り上げるのは水力を動力源とした水車業である。水車は、蒸気機関などの近代的原動機が登場する以前の基本動力源として重要な役割を果たし、日本では近世中期以降、杵や臼と結びついて、精米・製粉・製油（絞油）などに広く用いられた。

近世の水車および水車業については、江戸周辺地域を分析対象にした伊藤好一氏・鈴木芳行氏などの研究⁽⁴⁾や、撰津国灘地域の米搗水車や絞油水車の研究などがある⁽⁵⁾。たとえば、伊藤好一氏は、十八世紀後期から近現代に至るまでの武蔵野地域における水車製粉業の盛衰を多角的に明らかにし、水車製粉業者の仲間集団化と江戸地廻り米穀問屋との対抗などを論じた。鈴木芳行氏は、江戸近郊における精米水車の展開と、後背地における製粉水車の展開などを明らかにし、江戸周辺地域での水車業の発展を江戸地廻り経済圏の形成と関連づけて理解しようとした。これら両氏の研究は江戸周辺地域の水車業に関する重要な先行研究といえるが、水車業に注目する余り、水車が置かれた個々の村の内部についてはさほど関心が向けられていない。

水車業の展開度は、消費地たる都市側の状況と原料穀供給のありかた、さらには流水の利用環境に大きく規定される。そのため、江戸などの大都市周辺地域とは米穀流通構造も都市規模も異なる地方の中小大名領では当然異なった様相が見られたと考えられる。一地方城下町周縁の水車業をとり扱う本稿においても、本来ならば藩領規模に視野を広げて、固有の自然的条件や米穀流通構造にまで目配りすることが求められるが、城下町周縁村の社会構造を第一の課題にするという立場から、主に水車設置村の側に焦点を据えて検討を進めることとする。

本稿で主に用いる史料は、近世後期に筑摩郡白坂村の庄屋役を歴任した折井政之丞・仲三郎家（東折井家）に伝来した史料である⁽⁶⁾。白坂村は、城郭と城下町地区を取り囲む形で存在した庄内組一五か村に属した村であり、東折井家

は十八世紀後期以降、居村の庄屋役を勤めながら、組内の宮瀨村・渚村・蟻ヶ崎村などの庄屋役も兼任した。⁽⁷⁾

一 城下周縁地域の概要

東折井家や組大庄屋の折井伴右衛門家（本折井家）が居住した白板村は、松本城本丸から西方に約八〇〇メートルの、城下町の西の入口近くに位置した（図）。白板村は近世後期の村高が二六〇石あまりの比較的小規模な村ではあったが、天保期末年には無高百姓を含めた村内総戸数が一〇〇戸を越えた。白板村には本郷集落とは別に今町と称する集落が存在し、今町は、越後国糸魚川へ向かう千国街道の起点近くに位置し、惣堀外武家地の六九町などに接続していたことから、城下町割の外部ながらも事実上城下町同然の様相を呈していた。

表1は、庄内組一五か村の享保期における田畑別石高（免状高）と、安政期の家数をまとめたものである。組全体としては田畑比が二対一の稲作地域と言えるが、北部の微高地上に位置した桐原分・蟻ヶ崎村などは畑地が優越していた。村の規模では城下町南方の庄内村が断然大きく、村高一五〇〇石・戸数一二五に達しているが、村高あたりの家数では、白板・筑摩・両嶋の三村が庄内村の三倍以上の値を示していた。

これら村々のうち、白板村とその隣村である渚村・庄内村・宮瀨村は、薄川と田川、田川と女鳥羽川、田川と奈良井川それぞれの合流点に接していたため、しばしば田地流出の難に見舞われていた。

庄内与村々之義ハ勝而高免場、用水患水、且ハ旱魃所、或者洩地水出不定之地ニ而困窮相嵩、追々潰百姓出来、極難義仕候処、当時 御上様御時節柄之事故御救願等之義ハ差扣罷在候内、弥増潰百姓・出奉公人相増、手余り亡地等出来仕、行立かたく歎ヶ敷奉存候



図 陸地測量部二万五千分一地形図（昭和6年修正測図）に加筆の上、縮小掲載

右は、近世後期の村々庄屋による芝居興行願書のなかの一節である（東折井九——七四）。組内村々では田畑の免率設定が高いうえに旱損・水損両様の恐れがあり、耕作に適さない土地も多かったために、潰百姓や他への出奉公人によって村内に手余り地が出現する状況にあった。文政六（一八二三）年七月の庄内村ほか四か村役人の代助郷免除嘆願書⁸にも、「他村等二および下作仕、御年貢差出候得者給物等も相残不申、無拗御城下其外江日雇等二罷出、或ハ聊之手稼を以漸渡世を送り候迄」と述べられており、困窮百姓は城下町での日雇稼ぎや「聊之手稼」でその日を送っていたことが分かる。

四つの中小河川が合流し、低湿地も多かった庄内組村々では、氾濫等を契機に耕地の亡所化が進み、農業のみでは暮らしが立ち行かない者たちは城下町に働き場を求めていた。都市の労働力吸引によって村々の内部社会構造は変容をきたし、一

表1 享保期、庄内組村々の免状高および安政期の家数

村名	免状高	田方	畑方	田地率	安政期家数	高あたり家数比
庄内村	1501.3579	1468.9849	32.3730	97.8	125	1.0
桐原分	941.4365	394.6695	546.7670	41.9	57	0.7
蟻ヶ崎村	646.7300	248.2240	398.5060	38.4	100	1.9
松本分	623.3990	173.9310	449.4680	27.9	0	0.0
埋橋村	425.7186	113.7407	311.9779	26.7	30	0.8
小嶋村	404.0222	350.5380	53.4842	86.8	49	1.5
宮淵村	316.0040	245.2750	70.7290	77.6	64	2.4
渚村	288.5487	234.1580	54.3907	81.2	50	2.1
白板村	235.0540	235.0540		100.0	76	3.9
筑摩村	173.8256	102.6333	71.1923	59.0	54	3.7
中林村	171.7890	57.7507	114.0383	33.6	12	0.8
三才村	159.9830	134.2183	25.7647	83.9	18	1.4
征矢野村	155.3470	140.7740	14.5730	90.6	37	2.9
鎌田村	105.7214	105.7214		100.0	15	1.7
両嶋村	59.1367	59.1367		100.0	19	3.9
組合計	6208.0628	4064.7987	2143.2641	65.5	706	

註：出典は『信府統記』および「安曇・筑摩両郡村々明細書上帳」（『長野県史』近世史料編第五卷（一）中信地方）、松本分は高のみで人家のない「村」、高あたり家数比は庄内村を1とした場合の値。

部では手余り地が問題化する状況が見られたのである。

しかし、都市の労働力吸引が周辺農村の人口減¹¹村落荒廃に直結していたかといふと必ずしもそうではなかった。

借屋連判一札之事

(二か条略)

一 御穀留之内御城下町方江穀類少し茂入申間鋪候事

附り、御領分⁶附通り候共穀類一切今町中二おろさせ申間敷候、并他所⁶諸穀一切買調申間鋪候

一 南塩⁹一切売買仕間鋪候事

附り、御法度之諸木并摺柏一切買調申間敷候、諸事本慥成義不存候物少々成共買調申間敷候、別而下直成ル物一

切調申間敷候

一 荷商仕候者有之候ハ、早速願上商札可申請候、衣類諸道具何ニ而も預り物一切仕申間敷候

附り、他人者不及申親類たりとも一夜成り共宿仕間敷候、御穀留之内買出し等今町ニ而穀類売買申義可為無用事

一 川除御普請有之節、亦者当村ニ而書役等被 仰付候節、何時ニ而も罷出御用相勤可申事

一 借屋之者、内外若如何様成ル不慮之義出来仕候共、別紙請負証文之通りニ而加判之者ニ為埒明ケ、各々方并大

屋江御苦勞掛申間敷候

附り、大屋⁶被申聞候義、少シも相背申間鋪候

一 相借屋中吟味仕、相互ニ博奕少し之掛勝負等一切仕間鋪候事

(二か条略)

右之通何ニ而も相背申間鋪候、自然違背仕者有之候ハ、請人罷出埒明ケ御苦勞ニかけ申間敷候、尤借屋分証文

二而委細御請負仕候得者猶以為念連判差出置申候、為後日之証文仍而如件

宝曆拾年

清右衛門[㊦]

辰四月日

(二十六名の連印および奥書・宛先略)

右は宝曆十(一七六〇)年の白板村庄屋・組頭・長百姓あて借屋中連判請書である(東折井九一一二二)。ここから、すでに十八世紀半ばの時点で、城下町方相手の荷商売や穀商売などを生業にする借屋民が白板村内に四〇戸近く居住していたことが明らかである。借屋民の多くは分郷の今町に居住していたと考えられるが、「御穀留之内御城下町方江穀類少し茂入申間鋪候」、「穀類一切今町中ニおろさせ申間敷候」とあるように、御穀留の期間中は今町側から城下町方へ穀類を売り込む行為は禁じられた。「御穀留之内買出し等今町ニ而穀類売買申義可為無用事」ともあることから、城下町住民が御穀留中に内密に今町側へ穀類買いに訪れることもあったのであろう。

在方の村々に接続する城下町の出入口には木戸が設けられており、穀留め中は内外の米穀移動が禁じられることになっていった。その境界にあたる白板村の今町には穀類商売に携わる借屋民が日常的に存在したのである。また、そうした小商人が村内に多く居住していたことは白板村に限らなかつた。松本領では小商いや棒手振などをする村の百姓は藩から「商札」を取得する必要があつたが、文政十一(一八二八)年の村々取り調べで書き上げられた白板・宮淵・渚三か村の小商人は、表2の通り多数に上つている。表からはさらに、①城廻り三か村で小商いする者の多くは借屋民であつたこと、②借屋民の大屋には特定の名前が重複してみられること、③扱ひ品は藁細工・酒小売・菓子・果物など、街道沿ひ村によく見られるものが多かつたこと、④分郷今町を有した白板村では、担ぎ商い・干肴商い・穀類などの町方相手の商売が目立つこと、なども明らかになる。

前掲の借屋連判一札に「相借屋中」とあるごとく、白板村の借屋民の多くは大都市の裏店層のように相長屋住みで

表2 文政11年10月 在村小商人の人数と借屋人の大屋別人数

村名	取扱い品別人数	借屋人の大屋別内訳
白板村	荒物4(3)、荒物・穀類3(1)、穀類1(1)、担ぎ商5(4)、担ぎ商・茶屋1(0)、茶屋5(5)、小間物1(1)、飴1(1)、饅頭1(1)、菓子・果物1(1)、油・元結1(1)、干肴商4(0)	茂右衛門6、茂左衛門4、仁左衛門3、武十郎2、次兵衛1、善次郎1、藤右衛門1、房右衛門1
宮沢村	荒物1(0)、饅頭1(0)、菓子・果物2(0)、油・元結1(0)、藁細工6(4)、薬種商1(1)、酒小売5(3)、足袋1(0)、草履草鞋1(0)	勘右衛門7、恵左衛門1
渚村	荒物1(0)、菓子・果物7(7)、担ぎ商1(0)、藁細工1(1)、酒小売3(3)、豆腐4(3)	利兵衛4、藤右衛門2、九右衛門2、忠蔵2、喜与太郎2、善八1、増蔵1

註：「御用書留帳」（東折井家文書 F-3）より作成。取扱い品別人数の（ ）内数は借家人の人数。

あった。村の中上層農はそうした借屋層相手の貸家経営を農業経営のかたわらに行っていた。都市的な庶民生活環境が城下町周縁の村々では遅くとも十八世紀半ばまでには一般化していたのである。

以上のように、城下町の周縁部に位置した白板村ほか村々は、地形的条件から水害に遭いやすく、手余り地も生じやすい土地柄であった。しかし、城下町域に接続していたことから、すでに十八世紀の半ば頃までには在方と町方を行き来する小商人・棒手振層が村内に多数居住するようになり、村の上層農は農業経営のかたわら借屋民の大屋として貸家経営を行うようになっていたのである。そういう意味では都市的な社会構造が城下町周縁村にも浸潤していたともいえよう。ただし、借屋民は村の住人であるからには川除普請人足役や村の書役も負担しなければならなかった。彼等は居住実態では都市の借屋層と大差なかったが、役負担の面では村人として位置づけられ、村の共同体規制のなかに暮らしていたことは無視できない。

二 在方水車業の展開

はじめに文政十一（一八二八）年の「村々水車白数増減居白書上控」（東折井五―三七―九）をもとに庄内組全体の水車屋数を確認したい（表3）。この史料は、前回届出時から白数が増加した水車、減少した水車、据え置きの水車に区分して調査記載したもので、水車毎の登録白数を知ることができる。

これによれば、①白数では庄内村や白板村・小嶋村が多いが、村落規模も加味すると白板村が際だつて多いこと、②水車主の人数では庄内村が最多であるが、水車あたりの平均白数では白板村・埋橋村・小嶋村のほうが多いこと、③水車別では、白数が五柄未満の比較的小規模な水車経営と一〇柄以上の大規模な水車経営に大別できること、などが分かる。すなわち、十九世紀前期の庄内組では、庄内村・白板村などで水車業が盛んであり、とりわけ、女鳥羽川の流末に位置し、城下町にも接していた白板村で最も盛行していたと言えるだろう。また、水車ごとの白数では、庄内村の水車主は少白経営が中心であったのに対し、白板村では一部の百姓による多白経営が中心であったことも明らかである。多白持ちのうち白板村の納蔵（折井武十郎家）や征矢野村の与五兵衛などは、文政十三年の御用金賦課の際に十両を越える献金を藩から命じられている。この金額は、当時百両以上の高額負担を命じられていた白板村庄屋の折井仲三郎と同村百姓折井庄左衛門他一名を例外とすれば、庄内組百姓中のトップクラスの負担額にあたる。る。

白板村水車の起立 では、その白板村の水車業はいつ頃から本格化したのであろうか。

一車屋之義、当二月迄二取仕舞候様二被仰付候所、差当難義至極奉存候、（中略）然所二享保十一年巳ノ歳高水

表3 文政11年庄内組の水車白数

村	名前	白数	区別	御用金額	村	名前	白数	区別	御用金額	
庄内村	藤右衛門	5	増減	5両	桐原分	次兵衛 与一右衛門 土蔵 七四郎	11	増減 増増		
		12					10			
	仁左衛門	12	増減	7						
		2		4						
	万右衛門	13	増減	桐原分計		32				
	源助	10	増減	征矢野村		与五兵衛 次郎左衛門	8	増居居		10両
	式左衛門 他10人	7	増減				7			
	33	増減	征矢野村計		21					
庄内村計		94								
白板村	納蔵	14	減減	15両	鎌田村	平左衛門 重右衛門 太郎右衛門	増居居			
		12							12	
	12	1								
	仙右衛門	15	増減			鎌田村計			14	
	儀右衛門	10	増増			両嶋村	伝兵衛・喜代吉 伝兵衛・亀次郎		8	居居
長七	11	増増	5							
白板村計		74			両嶋村計		13			
小嶋村	幾蔵	12	居居		埋橋村	常三郎	増			
		12						11		
	九左衛門	12	居居		埋橋村計		11			
	長右衛門	10	居居		筑摩村	熊右衛門 三十郎	4	増増		
	彦右衛門	10	増減				3			
喜惣次	7	増減	筑摩村計		7					
小嶋村計		51			三才村	幾四郎 金蔵	4	増増		
渚村	倉右衛門	16	居減				三才村計		6	
		源三郎			12	増増				
	市左衛門	6	増居		三才村	幾四郎 金蔵	4	増増		
	喜代吉	1	増居				2			
渚村計		35			三才村計		6			

近世後期、城下町周縁村落における水車業

出典：「文政13年庄内組御用金御頼御請印帳」（東折井 5-37-9）、「文政11年庄内組村々水車白数増減居白書上控」（東折井 A-9-13）

除歎願書の下書である（東折井九

右は年未詳正月の水車屋撤去免

り奉度奉願上候

相勤候様ニ、御じひかうむ

とぞ御じひの余御役義等茂

成候、左様ニ候得ば此上何

役義并ニ諸役等茂難相勤罷

車屋御つぶし被遊候ては御

等茂相勤申候へ共、此以後

被下置候車力を以御役義

之御田地等茂流申候、御免

川原ニ罷成、もとより扣へ

ニ而右之家屋敷押流、只今

候、享保十三年申ノ歳高水

ば、早速御免被遊被被下置

無御座、車屋之義奉願候得

役儀等茂勤兼、もはや致方

ニ而家ぎわまでかけ入、御

一 二九—二一九)。詳細は不明だが、享保十一(一七二六)年の水害による所持田地の流出を理由にして、村内への水車屋設置が許可されたことが分かる。享保十三年の水害では田地に加えて家屋敷まで押し流されてしまったため、水車屋経営からの収入を年貢諸役上納にあてていたことが述べられている。

東折井家文書にはこれ以前の水車史料がなく、おそらくこの享保期の水車建設が白板村で最も早い例と考えられる。しかし、その後間もなく水車撤去が命じられたように、白板村の水車業は十八世紀前期には未だ定着してなかった。そうした状況を一変させたのが後述の宝暦期本町松屋治兵衛らによる水車屋設置と考えられる。

一札之事

一 拾年以前戌年水車之儀御願被下候二付、御許容被仰付難有渡世仕候^(行)二付、近年飯米春等多仕、酒造米鹿略相成候、此末何分酒造米御差支無之様二可仕候、并白米切等之儀随分吟味仕可申候、此度本町五丁目水車段々旱水仕候二付、伊勢町尻桐原分江引取申度候二付、又々御世話被成御願被下候上者右之通末々迄相違仕間鋪候、以上

宝暦十三年

本町松屋

未九月日

治兵衛

酒屋御衆中

白板村加判
政之丞

右之通酒屋中へ一札差出し候付、貴殿加判被成被下候様奉頼候、加判被成被下候共、此車屋之儀二付貴殿江河成共少も御難儀掛申間敷候(以下略)

未十月日

松屋

近世後期、城下町周縁村落における水車業

白板村

治兵衛印

政之丞殿

右は宝暦十三（一七六三）年に松本本町の松屋治兵衛から白板村の庄屋折井政之丞へ出された酒屋中宛一札の写しである（東折井九―一五―四六）。この史料から、①松屋治兵衛は宝暦四年以前から城下酒屋中の世話で松本城下での水車屋営業を認められてきたこと、②近年飯米搗きの仕事が増えて酒造米の搗き仕事が増えてきていること、③治兵衛は酒屋中に対して引き続き酒造搗米の納入を約束していること、④城下の本町五丁目にあった水車が旱水のために使えなくなり、郊外の字伊勢町尻桐原分に新たに水車屋を建設する必要があったこと、などが明らかである。字伊勢町尻桐原分とは、城下町西側の出入り口にあたる伊勢町に接した場所で、白板村と桐原分の地籍が入り組んでいた場所であった。なお、この件に関しては庄屋政之丞と組頭が藩に出した口上書が別途残されており、そこには、「当村茂右衛門扣之御田地女鳥羽川北端白板村分并桐原分之地内、字伊勢町尻与申所江場所替仕度（中略）御許容被成下候上者水車之義当村分支配ニ罷成度」（東折井九―二四―一）と述べられている。この時の水車建設用地には白板村百姓茂右衛門の所持田地があてられ、水車の行政管理者は白板村とされていたことが分かる。

さて、右の史料で押さえておきたいことは、城下酒屋中用の水車搗米が宝暦期以前から松本本町五丁目で行われており、飯米用の搗き米需用が増加しているなか、酒造用搗き米の安定供給を実現するために、郊外の村落に新たな水車屋建設が求められていたことである。

口上

車屋之儀、段々御世話被下候処ニ、漸白板ニ相定、来ル廿日ニ相建申、来月朔日頃ハ初候様ニ出精申渡候、何角新矩ニ仕立、物入殊之外多御座候ニ付、御酒屋衆中ハ金子少々、御取替被下候様ニ御無心ニ仰可被下候、尤正

月迄搗米ニ而御差引被下候様ニ仕度候、若相残り候ハ、日合勘定ニ而御返済申候共、亦ハ麦ニ遣候而御差引被下候共、此間之儀者貴様方々可然御対談ニ而御引請可被下候、尤御承引無之方茂可有御座候、其段宜御心得頼入候、本町・中町御聞合、今日委細御しらせ可被下候、御人別左之通乍御慮外相認進候、御通達可被下候、尚亦可然御上江被仰可被下候、以上

九月十八日

(原文は横書一列)
綿屋 式両式分　ひ物屋 式両式分　玉屋 壹両式分　三河屋 式分(他九軒略)

右之通御酒屋衆中へ宜御通達被下候而、御引請可被下頼入候、以上

東町 庄太郎

本町はせ屋 (長谷) 白坂村 政之丞

治右衛門様

中町三河や

与右衛門様

右は前記の松屋治兵衛による字伊勢町尻での水車屋建設に関する史料である(東折井九一五―四)。水車屋の新設にあたり、松本城下の本町と中町の酒屋中一三名に対して、白坂村の政之丞らが建設資金の融資を募っており、資金の返済は水車稼働後に製品の精米や麦で相殺することが提案されている。当時、水車屋の新設には四、五〇両程度の大金を要したため、かかる呼びかけが行われたのである。差出人の白坂村政之丞は、彼自身十年以上前から本町五丁目で稼働していた水車の共同名義人のひとりであったが(東折井九一F―九)⁽¹⁾、それと同時に、白坂村の庄屋でもあった。政之丞は宝暦十三年五月の願書のなかで、藩より設置許可がなされた際には水車は「当村分支配ニ罷成度」

と願ひ出ており、白板村の利害をも代表していたことが明らかである。

近世中期の松本城下町の特徴は穀問屋や酒造家が多かつた点と言われている⁽¹²⁾。その指摘を踏まえるならば、宝暦期の字伊勢町尻での水車屋建設は、単に城下町の一商人の才覚から浮上したプランであつたとは考えにくい。町方で飯米用搗米の需要が高まるなか、酒造用搗米の安定供給を望んでいた町内酒屋中と、村域内に水害常襲地区を抱え、農業以外の余業機会を求めていた白板村村役人層との利害一致から浮上したプランであつたと考えられよう⁽¹³⁾。

この後、庄内組では、水車屋が松本城下の穀仲買（穀屋）から米麦を引き受けて賃搗する経営形態が一般的に見られるようになる。

たとえば幕末の文久三（一八六三）年には、諸物価が高騰するなか、庄内組ほか三か組の在方水車屋中が町方の穀仲買一三名に対して賃搗の値上げを求める訴訟を起こしている。当初、両者の交渉は容易には妥結せず、大庄屋や町方穀目付⁽¹⁴⁾、さらには穀問屋四名の仲裁を得て、漸く翌年七月に内済に至っている。その元治元（一八六四）年七月の内済証文では、車屋惣代として、山家組より二名、庄内組より一〇名、島立組より一名、成相組より九名の水車屋が連名しており、庄内組の水車屋中が在方賃搗水車の中心的勢力であつたことが窺われる。また、新たに定められた賃は、米と粟が壺石あたり銀一匁五分五厘、麦が一石あたり銀二匁というもので、大幅な値上げに反対する穀仲買中の意向が勝つた内容になっている（東折井九一—二一二）。なお、内済証文と同時に結ばれた「規定為取替之事」（東折井九一—二一二）には、

- 一 仲買より相渡シ候荷物滞候節ハ其車屋持主ニ而弁金可仕候、万一筋違之儀申候ハ其川筋ニ而埒明可申事
- 一 仲買ニ而車屋不勘定之者有之候節者、其時々当番ニ而埒明勘定可致事
- 一 白米搗売之儀急度致間敷事

とあり、①穀仲買から委託された荷物に関する責任はその水車屋主が負い、法外な主張がなされた時はその「川筋」内で解決すること、②仲買から水車屋への搗賃不払いが起きた場合は時々「当番」で解決すること、③白米の搗き売りはしてはならないといったことが確認されている。ここから、水車屋仲間は穀仲買仲間に対して「川筋」ごとに責任を負っていたことや、穀仲買仲間には当番が置かれていたこと、白米の小売りで水車屋と穀仲買が競合しうる関係にあったことが分かる。

また、この賃上げ訴訟に関しては、庄内組内の五か村に居住する水車屋計五三名が庄屋中を介して庄内組大庄屋の折井猪野八郎に提出した同年二月の嘆願書（東折井九―一二―一三）が存在する。

乍恐奉歎願口上之覚

私共儀年来蒙 御厚恩作問稼ニ水車渡世仕来罷在候処、近来諸色高直ニ相成、難決仕候（中略）私共儀者賃取之家業ニ御座候得者別ニ融通之道も無御座、前年々玄米壺石之搗賃銀壺匁と相定、是迄搗来候処、右者大方白敷拾柄世話仕、平水之節一昼夜ニ玄米式石之搗揚を以定法と仕、右之分量多多く急搗ニ仕候而者切米多分相減し米主江難納、次二者弁米仕候様ニ相成、如何共致方無御座候、右昼夜式匁之稼二人馬相掛り、附運、且満水・干水も年内二者有之、其上水車を始、一式之破損繕ひ木品を始、大工作料等迄も高料ニ相成、尚又堰筋之地代又者淀料杯之初代等も近年直段高ニ相成候得者、実々以業躰難立行候ニ付、御時節柄を弁へ居候得共、無扱去冬中町方穀屋中江壺石ニ付銀六分ノ搗賃増之儀頼ミ入候得共、只々私共利欲を貪候と而已疑惑仕候哉、聞入呉不申当惑仕候折柄、町方穀目附ノ見兼候而、壺石ニ付銀式分増ニ而搗揚候様申聞呉候得共、中々以式分位之増分ニ而者連も相続難相成候ニ付、再応穀屋中へ頼ミ入候得共、何分聞入呉不申、誠ニ以当惑難決（中略）穀屋中江御理解被成下、右搗賃増願之通聞入呉、私共一同渡世相続相成候様、御慈悲之程偏ニ奉願上候、此段宜被仰上可被下候、以上

この時の願人は、庄内村の者が一七名、白板村の者が六名、渚村の者が八名、小嶋村の者が一四名、桐原分の者が六名となっており、当該五か村の大半の水車屋が連名に加わっていたと考えられる。この嘆願書によれば、①庄内組の水車屋中は、玄米一石あたり銀一匁の賃銀で搗米してきたところ、諸物価高騰のため、銀六分の値上げを願い出ていたこと、②保有する白が一〇柄規模の水車屋では一昼夜で搗ける玄米の量は二石程度であり、水車の修繕費用や人馬代・堰筋地代・淀料等の支出を考えると、銀二匁の収入では水車屋経営が立ち行かなくなっていること、③町方穀目付が一石あたり銀二分の値上げを仲裁案として提案していたが、水車屋中はその案を受け入れず、庄屋―大庄屋―藩といった行政支配ルートで解決を図っていたことが知られる。

江戸周辺地域の場合、遅くとも元禄期までに江戸市中での水車業が始まり、時代が下るにつれて江戸の外延部や郊外農村にまで広がり、近郊は精米水車、郊外は製粉水車というおおよその性格分けが進んだとされる。この点、松本地域では、十八世紀半ばに城下町中心部から周縁村落に向けて酒造米・飯米の精米拠点に移った。そして新たに精米拠点となった周縁村落地域側では、製粉・精米の明確な区分けが進まないまま、後述の絞油水車業が展開していったと考えられる。

水車絞油屋 上記の経緯で宝暦期に酒造用精米を軸に大きな展開を遂げた白板村の水車業ではあったが、早くも文政期には地域の水車屋が過剰気味となった。文政三（一八二〇）年十月には、「私儀作間之稼二当村儀右衛門持水車屋借請、賃搗仕候処、車や沢山ニ御座候故賃搗少ニ御座候二付、麦買入挽割ニ仕作間稼ニ仕度奉存候」（東折井D―一六）といった、挽割麦の生産販売に手を伸ばす者が現れてきている。

そうした動向と相前後して、遅くとも文化期までには白板村内に水車絞油が広がってきている。水車動力を用いた在方の絞油業は全工程を人力に依存していた町方絞油業に比べて有利であったため、文化七（一八一〇）年には、原

料菜種類の買入方法と、在方から町方への水油売り捌き方法をめぐって、町方油屋が在方の車メ油屋を藩に訴える事態が起きている。この時は、庄内村と白坂村の者五名が松本城下の町方油屋一七名と議定を結んでおり、①在方車メ油屋の種買入は城下上横田町の種間屋清沢彦三郎を通さねばならないこと、②在方車メ油屋からの水油売り捌きは博労町の弥兵衛方へ送り、直売りはしてはならないことなどが申し合わされた。⁽¹⁵⁾

そしてその七年後の文化十四（一八一七）年には、在方の車メ油屋側から種買入難渋の旨が訴えられ、町方油屋仲間と白坂村・庄内村の車メ油屋五名との間で再度仲間規定書が取り結ばれている。以下はその規定書の一部である。⁽¹⁶⁾

仲間規定書之事

油屋之儀、近来於在方ニ水車ニ而油商売仕候者多分出來仕候ニ付、町方人力ニ而仕候油屋難渋ニ相成相止候者多分有之候（中略）立入人伊勢町上條宗三郎・今町庄左衛門掛合候所、双方利解之上取扱候趣左之通り一種買入之儀、種間屋ニ而諸国油相場聞合候上、種相場相立候ハ、右直段ニ而町油屋者勿論車メ油屋迄自分宅ニ而勝手次第直買可仕事

右為世話料車メ油屋ノ道具具口ニ付壹ケ年ニ金式分宛種間屋へ差出可申事、尤連印無之人別ニ而茂御領分之内北者新田町村を限、是迄有來之車メ一口ニ付壹ケ年ニ金式分宛種間屋へ為差出可申候

一車メ油屋之儀、是迄有來候ハ格別、是ノ新規車メ出來仕候風聞承候ハ、早速種間屋へ掛合仲間談合之上対談ニ可及事

右之通申談之上取扱候上者双方申分無御座候、此儀ニ付後日違乱申聞敷候、依之規定致連印候処如件

（以下、日付・連名等略）

この規定書の中略部分には、(一)文化八年に、町方種問屋を介した種買入ルールについて在方の車メ油屋から異議が唱えられ、新たに種問屋清沢彦三郎方へ「車メ壱口分一日二銭百文」の口銭を支払うことで、町方油屋と同様に在方油屋は自分宅での種直買が認められるようになったこと、(二)その後、清沢彦三郎を通じた統制策が機能しなくなったため、文化十三年に、新たに町方油屋仲間は上横田町忠三郎を種問屋に任じて統制強化を図ったが、在方側はその案に反対した、などといった経緯が記されている。そして文化十四年に町・在の油屋一同は互いに規定を結んで、①種問屋が諸国種相場を参考に種の売買値段を決め、在・町の油屋はともにその公定金額で自分宅にて種を直買するようにすること、②以後世話料として、在方車メ油屋は種問屋に対して「道具壱口二付壱ヶ年二金式分宛」を支払うこと、③新田町村以南を対象にして、今回取極に参加しなかった車メ油屋にも以後は所定の世話料を支払わせること、④新規に車メ油屋を始めた者に対しては仲間としてその者に対談に及ぶこと、などを決定したのである。

右の一連の経緯から分かることは、当時城下周縁地域で急速に広がっていた在方車メ油屋が種購買力で町方の人力油屋を凌駕するようになり、町方油屋側は種問屋による種の価格統制で種確保を図ろうとしたことである。そして、既存の在・町油屋は互いに仲間結合を強めることで今後新たに台頭してくる在方油屋らにも備えようとしたのである。

この文化十四年の在・町取極において、在方車メ屋として連印した者は白坂村仙右衛門をはじめとする五名に過ぎなかった。しかし七年後の文政七(一八二四)年に松本城下で在・町油屋会合が持たれた際には、一二名の町方油屋に対して、在方車メ屋の人数は二四名と飛躍的な増加を見せている。¹⁷⁾その時の在方車メ屋の居所は、近場の成相組町村・青嶋村などはもとより、東は山家組の桐原村、西は上野組の立田村・丸田村、長尾組の野沢村・中萱村、南は嶋立組の栗林村・三溝村・荒井村、北は保高組の柏原村・矢原村・踏入村などに渡っており、文化十四年に北限とされ

た新田村より北部の地域にまでその範囲が広がっている。

このように松本領の村々では十九世紀初頭に車メ油屋が急速に台頭していった。しかし、水油は領主の強い流通統制を受ける商品であったため、その後も在方の車メ油屋は町方油屋を中心にした流通システムの中に従属的に組み込まれ続け、自由勝手な油販売は許されなかった。嘉永元（一八四八）年の油屋仲間取極⁽¹⁸⁾では、在方油屋による「他所売」、「小樽卸商」は固く禁止され、「小売」だけが許された。また、町方への販売は仲間内の油屋以外に行ってはならず、「小売」後に余った「残水」も町方の油屋仲間⁽¹⁹⁾にその時々⁽²⁰⁾の相場で売り渡さねばならなかった。十九世紀に飛躍的な発展を遂げた松本藩領の在方水車絞油業ではあったが、その発展には大きな制約があったのである。

三 在方水車業の構造

村共同体と水車 次に視点を變えて、“村共同体との関係性”という側面に光をあてて史料を見ていきたい。

水車は既存の用水秩序に影響を与えるものであったため、新設の際には居村での承認に加えて隣村の承認や領主の許可が必要であった。また、水車主は営業税としての水車運上を毎年領主に納めなければならなかった。たとえば『地方凡例録』には次のように書かれている。

水車を新規に願ひ出て取建るにハ、水下の用水差支の有無ハ云に及バズ、水元隣村差障り等を篤と相糺し、川の上下近隣差障りなければ申付べし、運上冥加永は其村又は隣郷の類例もあるべし（中略）、凡そ径り七八尺位の水車ハ永弍百文より弍百五拾文位、九尺より壹丈壹尺弍尺に及ぶ車は永三百五拾文位より四百文位⁽¹⁹⁾

『地方凡例録』では水車運上は水車の径の大きさに応じて課されるとされ、水車一基あたりおよそ永二〇〇文から

永四〇〇文程度とされている。金貨に換算すれば金一、二歩程度であった。この点、松本領の場合、水車運上は水車の柄数（白数）に応じた課税されており、近世後期には一柄あたり粉二斗五升が標準であった。白板村では水車一基あたりの柄数が多かったため、水車屋一軒で粉六俵（金二両一歩余）を超える高額な運上粉となっている（表4）。

水車新設の際には近隣村の承認も必要であったことは上述の通りであるが、大事なことは関係地域の小作人層にも配慮が必要であったことである。次の史料は文政十一（一八二八）年十月に白板村の二人の百姓が村役場の管理地を借用して胴搗式柄仕掛の水車を設置しようとしたときの願書である（東折井二一八六一一八）。

一札之事

御役場御支配覚内屋鋪五畝之内地代六坪、外四尺二九間、右之通私共一統ニ而此度借地仕候用水堰相用ひ、胴搗式柄仕掛之水車屋壱ヶ所相建申度御願申上候処、右ニ付差障之儀御尋被下候処、兼而用水堰之義者右辺大方私共小作仕罷在候得共、御田地差障等二者決而仕間敷候、勿論女鳥羽川筋々引取候用水之義者御用蔵様御持車屋尻堰筋之上を上樋ニ而引取候得共、是者秋日岸々之間者勿論、其外不断常水ニ引取候而者差障可申候間、右辺地持并小作人之水かげん次第致置、私共任勝手ニ引取候

表4 嘉永3（1850）年 白板村・宮淵村の車屋運上額

上納人	肩書(名義人)	柄数	運上粉	代金
藤左衛門	折井武十郎	15	7俵5分	3両
孫吉・伊助	折井武十郎	12	6俵	2両1歩2朱160文
糸右衛門・岩吉	折井武十郎	12	6俵	2両1歩2朱160文
仙右衛門		15.6	7俵8分	3両777文
儀右衛門		12	6俵	2両1歩2朱160文
作左衛門・惣四郎		2.4	1俵2分	3119文
宮淵村久藏		5.4	2俵7分	1両519文

出典：「車屋運上・商札冥加・質屋運上・瓦運上・御通金御利上取立帳」（東折井家文書 6-3-1-2）

義者仕間敷候、尚又西御堀南土井々參り候用水之義者、平水ニ而も右堰近辺御田地難渋致候ニ付折節作中堰さら
ひ等致、猶又秋日岸々暫堰メ切、南之車屋堰筋江落し候程之場所ニ候得者、日岸間者勿論、不断常水ニ多分引取
候儀者仕間鋪候、猶又御運上并地代等少茂無遲滞指上可申候、都而水車屋ニ付仲間争ひ等決而仕間敷候、若作間之
内心得違ニ而右堰筋差障等仕候哉、又者何等御役場御厄介等ニ相成候義仕候ハ、何時ニ而も早速引取可申候、
其節少茂違乱申間敷候、為後日一統連印仍而如件

(以下、日付・差出人・宛先略)

このとき対象となった寛内屋敷の周辺は女鳥羽川筋用水と西御堀南土井筋用水の両方が利用可能な場所にあった。
兩人は、灌漑期から外れる秋の彼岸以降に引水することや、「右辺地持并小作人之水かげん次第」に合わせて勝手に
引水しないことを約束し、あわせて、水車運上と地代の期限内上納を約束している。水車稼ぎはあくまで作間稼の一
つであるため、既存の水利権を侵害したり、小作人層を含めた村人の生業を妨害することは許されず、取水期間や取
水量は村共同体との間で細かく取り決められていた。水車の新設や取得には多額の投資が必要であったが、水車主
は、水利を通じて村の共同体規制を強く受ざるを得なかった。

また、水車業においては、水車持主と実質的経営者とが異なることが珍しくなく、水車の設置できる場所が地形的
・水利的に制約されたことから、水車持主と当該用地の地主が別々であるということも珍しくなかった。たとえば、
前者の水車持主と下請人の関係については、次掲の天明二(一七八二)年の史料が参考になる。⁽²⁰⁾

証文之事

一 貴殿方御持車拙者御請負仕候所、年々勘定不埒仕ニ付、此度水車引明候様被仰聞承知御尤奉存候、依之当年最
老年相廻し申度御座候ニ付、茂左衛門殿御頼願候所、御聞届、則当三月迄之勘定不残相濟シ、四月々受方改、

上納無遅滞毎月晦日上達可仕候、為此書入車屋付諸道具不残、馬具・馬共式疋前入置申候処相違無御座候、若相定之節勘定不埒仕候ハ、右之殺物御引取被成候、其節一言之儀申間敷候、且又速上納仕候様此証文を以水車相廻し候様被成可被下候、為後証仍而如件
(以下、日付・差出人・宛先略)

この史料は、天明二年四月に白板村作右衛門他二名から同村水車持主惣代の清右衛門へ出された証文である。下請人の作右衛門が、借用料を滞納したために水車の返還を求められ、積明の上、再度の借用を願ひ出した時のものである。この史料から、①清右衛門水車の賃貸契約は一年単位の契約であったこと、②借用料は毎月晦日払いであること、③水車諸道具と馬や馬具は水車下請人側が用意するものであったこと、などが分かる。

次に、水車持主と用地地主が異なる件について述べよう。

譲渡申水車屋之事

一 水車屋 壱ヶ所

右之通此度譲渡代金式拾式両只今慥ニ受取譲渡申候処実正ニ御座候、御運上之義貴殿方ニ而上納被成、地年貢之義者三石五斗茂右衛門方へ、壱石七斗五升折井政之丞方へ年々御蔵元ニ而御勘定可被成候、右車屋ニ付末々一言之違乱申間敷候、尤用水有成之通川除前々之通可被成候、若御勝手ニ付外へ御讓被成候節者地主江御対談之上御譲り可被成候、右之通此度御対談之上譲渡候上者少茂違乱申間敷候、為後日仍而如件

(以下、日付・差出人・宛先略)

右は享和三(一八〇三)年十一月の白板村折井政之丞から同村清右衛門への水車譲渡証文である。⁽²⁾この史料には、①土地使用料にあたる「地年貢」五石二斗五升が買い手の清右衛門から折井政之丞と茂右衛門へ二対一の割合で支払われること、②水車運上は買い手から上納すべきこと、③水車屋を又譲渡する際には地主に相談しなければならぬ

ことが記されている。①の地年貢は、二人分で五石以上もの高に及んでいることから、水車の置かれた敷地の年貢だけでなく、用水路として使用している土地の年貢分も含むと考えられる。また③の点——他人が所有する水車屋の譲渡に関して、その持ち主でもない敷地の地主が意見を挟むことができたという点——には、近代の絶対的な所有觀念とは異なる、共同体的な近世の所有觀念が示されているといえる。

さらに地主の関与という点では、次のような例もある。

乍恐以返答書奉上口上之覚

今般堀米村弥五右衛門が私共相手取願書差上候義、同人申上候通り、昨年折井仲三郎所持之御田地私共世話仕、同人江質流二相渡候義御座候、其刻右地所下作人之内青嶋村小太郎先年右地処之内を居屋敷二仕、水車屋渡世罷在候二付、是迄之通り致小作度段地所引取主江相頼呉候様、同人兄同村武左衛門を以相頼候二付、私義武左衛門同道仕弥五右衛門方へ罷越、其段相頼候処、同人申聞候者、譲り主方之引付二而地所預置候義ハ迷惑之場有之

二付、預方之義ハ此上作主相對二而如何様共取極メ可申旨、私江相断候二付、其段武左衛門差心得罷在候義二御座候而、右小太郎下作之儀者其節が私共拘り候義無御座候（後略）

右は、嘉永七（一八五四）年の、堀米村百姓弥五右衛門から白板村百姓儀右衛門らへ掛かる、小作地争論に関する返答書の一部である（東折井九—二〇—二五）。この前年四月に、白板村の庄屋折井仲三郎は借金一二〇両のかたに自身所持の田畑一一筆、計四反八畝六歩を同村清右衛門の世話で堀米村の弥五右衛門へ譲渡していた。しかし、その土地のなかには青嶋村の百姓小太郎が下作人として居屋敷を構え、水車稼ぎをしていた場所が含まれていた。地主の交代後も水車屋経営を続けたい小太郎は、弥五右衛門方へ「是迄之通り致小作度」旨を伝えたが、「譲り主方之引付二而地所預置候義ハ迷惑」と考えた弥五右衛門は、下作人の宛付けは旧地主からの経緯に縛られず個々に取り決

めたい」と言い、それを拒否したのである。当時弥五右衛門は、折井伸三郎が地主の時代から下作を請け負ってきた宮測村の百姓三名との間でも田地の引き渡しを巡り争っていた。この堀米村弥右衛門と下作百姓との間で起きた争いは、近世村落社会ではしばしば見られる、永小作か別小作かといった、小作権の所在を巡る争いである。多額の資金を投じて始めた水車稼ぎといえども、それが他人の所持地を請作する形で行う場合には、他の一般的な田畑と同様に、地主や村共同体からの干渉を完全に排除することは困難であったのである。

経営者と労働者 このように、一つの水車には地主―水車主（名義人）―稼ぎ人（請負人）―直接労働者といった人々が重層的に関与し、村の共同体規制や用水組合村々の意向など、水車本体の所有権云々とは別次元の権利関係が水車業には随伴した。水車の「所有」と「経営」が分離し、資本の下に重層的な請負関係が展開していたという点では都市的な社会関係がそこに出現していたとも言える。しかしそれが村落社会内にある限り、村の共同体規制の内にあったことも同時に押さえておかねばならない。

では、実際の水車請負人や直接労働者の性格はどのようなものであったろうか。東折井家文書のなかには多数の別送状・逗留請状類が残されている。そこでまず十九世紀半ば前後の白板村・宮測村・渚村三か村における水車業関係者の去来状況を確認すると以下のことを指摘できる（表5）。

まず、他村から三か村への転入例では、筑摩郡の庄内組庄内村・高出組笹部村・出川組今村・同組水代村、安曇郡の上野組立田村・同組中村・同組下（南）大妻村・長尾組二木村・成相組熊倉村といった村々からの転入事例が確認できる。これらの村々は白板村から約一〇km圏内の近距離にある農村である。転入時の生業に関する記載は「水車稼」「水車賃搗」「油メ日雇」などが一般的であり、人別請合書に「当五月々来五月迄貴殿御持家借宅仕、引越、車屋稼仕度」（東折井二―四三―一〇）などと書かれるように、引越先村の百姓が持つ借屋に一年間逗留するかたちで

表5 白板村・宮測村・渚村の人別送状・逗留請状にみられる水車業従事者

出入	年代	転居者	転入先・転出先	備考
転入	天保14年3月	庄内村・弥兵衛(家族3人)	渚村・源三郎借屋へ水車稼ぎ逗留(卯3月～辰3月)	单身
	天保14年5月	笹部村・栄太郎	渚村・倉右衛門借宅	
	天保14年5月	笹部村・六蔵(家族3人)	渚村・倉右衛門借屋へ水車稼ぎ逗留(卯5月～辰5月)	
	天保14年	二本村・定兵衛	白板村・藤左衛門方油メ	单身 单身 单身 单身
	天保14年	立田村・直吉	白板村・藤左衛門方油メ	
	天保14年	中村・亀右衛門	白板村・藤左衛門方油メ	
	天保14年	下大妻村・久吉	白板村・藤左衛門方油メ	
	弘化3年3月	今村・源左衛門(家族2人)	渚村・市右衛門借宅(午2月より未2月まで)	水車屋賃掲稼 逗留、水車屋賃稼
	弘化3年3月	熊倉村・倉之助	渚村・与一右衛門方	
元治2年2月	水代村・国松	白板村・喜与治右衛門借屋		
-	立田村・兼太郎	太次郎方油メ日雇		
転出	天保6年正月	宮測村・久蔵(家族4人)、同・樽吉(家族3人)	堀米村・庄屋九内右衛門持水車屋(来西正月迄)	自分車屋を取得し、逗留から外れる
	天保8年2月	宮測村・久蔵(家族4人)、同・樽吉(家族3人)	堀米村・庄屋九内右衛門持水車屋(来戌正月迄)	
	天保9年2月	宮測村・正吉(久蔵粹)、同・樽吉(家族3人)	堀米村・庄屋九内右衛門持水車屋へ(来亥正月迄)	
	天保13年	宮測村・喜与蔵(久蔵粹)、同又十(喜野蔵粹)(家族3人)	堀米村・九内右衛門持水車屋へ(寅4月～卯4月)	
	天保14年	白板村・斧松(家族2人)	荒井村与次郎持水車屋へ(辰6月迄)	
	天保14年	宮測村・久蔵(家族4人)	堀米村・八十次郎持水車屋へ	
	嘉永6年	白板村・斧松(家族2人)	堀米村八十次郎持水車屋へ、寅3月まで	
	嘉永6年	宮測村・久蔵	堀米村・八十次郎方へ、寅3月迄	

出典は、東折井家文書 2-43-2-3-2、2-43-10、2-43-28、6-1、9-17-41。

来村している場合が多い。⁽²²⁾また、転入者の家族人数は二、三人の小家族か单身である。これらのことから、三か村への水車業関連の転入者は、一定の財産を持ち、家族ぐるみで引越してきたようなタイプと、单身で、特段の技能も生産用具も持たない、流動性の高い都市下層民のようなタイプとの両様が存在したと考えられる。

ところで賃稼ぎという点では、次のような史料もある(東折井四二〇)。

近世後期、城下町周縁村落における水車業

粉売り歩行 (原文は横一列書き)

渚村 代右衛門

(自分車屋三回
ちん引仕候) 与一右衛門

(倉右衛門車屋
借受候而ちん引仕候)

喜与藏次郎

(与一右衛門車借受
ちん引仕候)

十太郎

(白坂藤左衛門車屋借
受候而ちん引仕候)

喜十

両嶋村

菊松

(与一右衛門車屋
借受ちん引仕候)

亀弥

源左衛門

(出川町へ引越申候)

彙藏

右之もの粉類荷商ひ致候趣、諸商ひ致候ハ、商札願上、荷商ひ致候被仰出候間、早々願可被指出候以上

(弘化二年)
二月廿日

折井伴右衛門

渚村・両嶋村

庄屋中

右は、御用書留帳に記載された弘化二(一八四五)年の大庄屋折井伴右衛門からの通達写しである。これによれば、当時藩発行の商札を取得していない粉類荷商い渡世の者が渚村・両嶋両村で九名存在し、そのうちの五名が同時に水車賃挽稼ぎをしていたことがわかる。表5記載の事例などと合わせ考えれば、当時の城下町周縁村では水車による搗米・絞油・製粉の三業態が同時に存在していたことが分かる。この渚村の水車賃挽人には水車を自家所有する者と借受ける者との二通りが存在したことが明らかであるが、ともに仕入れた穀類を製粉して町方等へ小売りに出る者が存在したことに注意したい。

つぎに転出者を見ると、白坂村・宮測村から島立組堀米村と同組荒井村の水車屋へ稼ぎに出ている者を確認できる。転出例で指摘できることは、①特定の水車持ちのところに特定の家族が継続的に「逗留」していることと、②転

入例と同様に、四人以下の小家族で転出していることの二点である。なお、天保十四（一八四三）年の宮淵村久蔵の事例には、「自分ニ車屋相建候故、已来ハ逗留願無之候而よろしき趣堀米ヲ掛合有之」との文言があることから、引越先村の他人名義の水車を借りて営業する場合には「逗留」という記載がなされたと考えられる。

以上のように、人別送り状態で把握できる城下周縁村での水車業関係者は、転入の場合は、比較的短期間で居所を变える家内人数三人程度以下の小家族ないし単身者が主であったと考えられ、他方、転出者の場合は、転居先の村にて継続的に水車稼ぎを続けようとする家族持ちで占められていたという違いが見られた。

次に、本稿の最後に、旧来からの村居住者も含めた白板村内の水車業関係者の土地所持状況等について述べよう。表6は天保十五（一八四四）年の「人別持高其外諸事取調書上帳」などをもとに、水車業関係者の、(1) 作間稼、(2) 家内人数、(3) 他村持高分も含めた総所持高、(4) 所持高の村別内訳、(5) 所持地中の手作地の「預高」——入立米高に相当するもの——、(6) 下作地の「預高」、(7) 戸主（ないし妻）の生所をまとめたものである。

まず明らかなことは、白板村で水車業に関わる者は、a 株名義だけを持ち水車経営に関わらない者、b 水車屋を実際に経営する者、c bの下で絞油や粉商いに従事する者、d 御摺屋日雇等の家計補充労働者に分類できることである。

① aは庄屋の折井仲三郎(1)と長百姓の折井武十郎(2)が該当する。当地域では村々の耕地入り組みが激しかったこともあって、仲三郎は一七か村、武十郎は八か村にわたって土地を集積している。両者の他村持分も含めた総所持高は白板村百姓の中では突出した値であり(表7)、自身では水車経営を行わない、作徳米収入を経営の柱にする典型的な地主経営である。仲三郎家などは遅くとも十八世紀半ば頃には松本城下で商家経営や町屋経営・利貸経営を行っており、城下町と周縁村の双方に経営基盤を持つ、当地を代表する社会的権力であった。

表6 天保15(1844)年白坂村の御摺屋・水車渡世

番号	名前	1) 作間稼	2) 家族	3) 持高	4) 村別内訳 (小地点2位以下四捨五入)	5) 手作 (預高)	6) 下作 (預高)	7) 生所	備考
①	折井仲三郎		6	252.7289	白 18.4 + 渚 22.5 + 宮 30.9 + 蟻 28.1 + 桐 19.8 + 松 27.0 + 町 44.2 + 庄 12.4 + 岡 0.3 + 征 9.9 + 鎌 7.2 + 小 14.4 + 青 21.7 + 高 5.1 + 南 2.1 + 堀 2.8 + 並 5.9	12.85		当村	庄屋/家内のうち4人は下男・下女
②	折井武十郎		9	64.2261	白 10.8 + 宮 20.0 + 渚 1.0 + 蟻 3.1 + 松 20.0 + 町 0.7 + 桐 4.1 + 小 5.2	5.00	7.00	当村	長百姓/家内のうち2人は下男・下女
③	常右衛門	水車屋	5	0.9450	宮 0.9	1.50	11.10	不明	馬1疋
④	新左衛門	水車屋	4				2.33	不明	常右衛門車屋ニ渚村へ逗留/馬1疋
⑤	喜曾次郎	油メ売	6				12.50	当村	油メ日雇8人雇用/ * 仲三郎持水車屋
⑥	国弥	粉商売	4					不明	喜曾次郎借屋に逗留
⑦	留次郎	水車屋	4					当村	喜曾次郎弟/馬1疋
⑧	藤左衛門	店商、水油、 蠟燭、紙類、 草履、草鞋小 売、油賃メ	4					松本 中町	家内下女1人/油メ 日雇2人雇用/ * 武十郎持水車屋
⑨	徳太郎	水車屋	4					不明	藤左衛門方逗留/馬1疋
⑩	太次郎	油壱口メ売	1					不明	藤左衛門方逗留/油 メ日雇1人雇用
⑪	金太郎	油壱口メ売	1					不明	藤左衛門方逗留/油 メ日雇2人雇用
⑫	糸右衛門	水車屋	9	2.2876	渚 2.3	3.30	10.00	渚村	馬1疋/ * 武十郎持水車屋
⑬	岩吉	水車屋	5	0.6883	宮 0.7	1.00	1.00	当村	馬1疋/ * 武十郎持水車屋
⑭	孫吉	水車屋	3				4.80	潮村	馬1疋/ * 武十郎持水車屋
⑮	伊助	水車屋	5				9.38	宮湖 村	馬1疋/ * 武十郎持水車屋
⑯	忠助	御摺屋日雇	4	6.9275	宮 0.5 + 蟻 6.4	13.20	21.90	当村	
⑰	政四郎	御摺屋日雇	4	4.1896	白 0.3 + 宮 2.6 + 蟻 1.2	8.00	10.80	当村	弟は他所奉公
⑱	惣助	御摺屋日雇	4	13.8520	白 0.9 + 宮 5.3 + 蟻 7.6	26.25	11.00	当村	
⑲	秋左衛門	御摺屋罷出	9	14.4670	白 5.3 + 桐 4.5 + 松 4.6	20.95	10.35	当村	御摺屋出精ニ付金 100疋/天保14年 同断につき初15俵 御蔵御役所へ下置
⑳	茂三郎	御摺屋日雇	5	12.8240	白 6.9 + 宮 0.4 + 蟻 5.5	13.45	4.10	当村	御は出稼ぎ紺屋職
㉑	源八	御用蔵仲仕	5	5.8955	白 1.3 + 宮 0.9 + 桐 2.3 + 蟻 1.5	9.25	15.03	当村	御は御摺屋日雇/馬1疋
㉒	平右衛門	御摺屋日雇	4	9.0630	白 5.0 + 桐 3.8 + 宮 0.3	12.55	11.90	当村	
㉓	清蔵	御摺屋日雇	4	0.4500	蟻 0.5	0.80	17.13	当村	
㉔	庄蔵	御摺屋日雇	5	8.6035	白 4.4 + 松 3.2 + 宮 1.0	13.25	17.30	当村	
㉕	清助	御摺屋日雇	3	10.8400	白 2.4 + 桐 3.3 + 松 3.3 + 町 1.8	16.74	10.30	当村	

註:「白坂村人別持高其外諸事取調書上帳」(東折井家文書 2-228)、「弘化4年白坂村宗門御改帳」(東折家文書 8-79)より作成。

村別内訳欄の各数値の前に記した文字は村名の略号で、庄内組(表1に記載)以外の村では青嶋村・高松村・南中村・堀米村・並柳村を意味する。

備考欄の*記載は宗門改帳類での記載。

⑥には③～⑤、⑦～⑨、⑫～⑮の者が該当する。これらの者は無高か零細な高持百姓であり、三石未満の自作地と預高一〇石程度の請作地を持つ常右衛門(③)・糸右衛門(⑫)・伊助(⑮)を除けば、みな水車業を主たる収入源にしているいわば脱農層である。また、⑥に属する者はいずれも馬を所有するという特徴を持っており、製品の精白米等を自家の馬で町方等へ運搬していたと考えられる。また彼等の生所に注目すると、松本中町や周辺他村から当村へ転入してきた者や、一年更新の逗留形式で出稼ぎに来ている者が大半であることが判明する。既述の表5宮淵村久蔵の例もあるように、⑥の者のなかには、自前で水車を所有するタイプと他人水車を賃借するタイプの二種類が存在した。さらに⑥の者のなかには、喜曾次郎(⑤)や藤左衛門(⑧)のように、家内に別家族を住まわせて粉商売や油絞売をさせたり、家内奉公人を抱えている者が存在しており、⑥の多くは一定水準以上の経済力を有していた階層と考えられる。彼等は出身の町や村を離れて、水車業地帯に変貌した白板村周辺に移り住んできた企業家的性格を持つ者たちであったといえよう。

③には、藤左衛門(⑧)の下で油絞売稼ぎをする太次郎・金太郎や、喜曾次郎(⑤)の下で粉商売をする国弥(⑥)などが該当する。いずれも無高の脱農層であるが、家族で商売をする者と単身で商売する者の二通りが存在する。油絞売の場合、この③の下にさらに日雇が抱えられていることも特徴であり、③はたとえ単身者であっても人宿に抱えられるような都市日用層とは性格を若干異にしていたと考えられる。

表7 天保15年、白板村百姓の総所持高階層

総所持高	人数	%	備考
100石～	1	0.9	折井仲三郎
40～100石	1	0.9	折井武十郎
20～40石	0	0.0	
15～20石	7	6.1	
10～15石	10	8.8	
5～10石	10	8.8	
3～5石	6	5.3	
1～3石	13	11.4	
1石未満	13	11.4	
無高	53	46.5	

註：東折井家文書2-228より作成。ただし、大庄屋の本折井家は含まれていない。

④は、松本城惣堀外側の六九町^{ろくく}にあった藩の御摺米所に雇用される日雇いである^{②③}。六九町は城外武家地のなかの一町で、藩の厩や米蔵などがあつた。御摺屋御日雇とはその御摺米所で使役される者のことであり、白板村内には⑥の一〇名が確認できる。その一〇名はいずれも四、五名程度の家族を持つ高持百姓である。出作高分も含めた各家の総所持石高は高一石未満から一四石以上までと幅があるが、清蔵^{②③}を除けば、彼らはみな白板村百姓のなかでも中層に位置している(表7)。彼らは自身が所持する田畑の大半を手作しており、地主百姓からの請作(下作)分も含めれば、農業経営規模を示す「預高」の合計高は二〇〜三〇石にも及んでいる。また、なかには政四郎^⑱や茂三郎^⑳の家のように、戸主以外の男子労働力を他所奉公や出職稼ぎに出している家もある。以上から、④のタイプの者は、自らの生産手段を持たない都市日用的な存在では決してなく、農業を家業の中心にしながら、家内の余剰労働力を諸稼ぎに振り向けて家計補充を行うという、近世農村ではごく一般的な百姓——諸稼ぎ農民——であつたといえる。

むすびにかえて

近世後期の城下町周縁村の社会構造を明らかにするといふ問題意識から、水車業が発達した村を事例に、村の内部の基礎的な社会状況や各階層の存在形態について雑駁ながら述べてきた。

城下町と在方の境界部分に位置した筑摩郡白板村では、近世中期以前から都市民の流入が進み、町場化した今町と伝統的な農村景観を保つ本郷の両地区を有していた。氾濫多発地帯で亡所・永引地が生じやすかつた白板村では、城下酒屋中と村双方の利害一致から、十八世紀半ばに松本城下から水車屋を呼び寄せ、それ以降、城廻り地域における

水車業の一中心地として発展していく。そして十九世紀前期には、従来の搗米業を維持しつつ、領内在方絞油業の中心的役割を担うようになるのである。当地区では精米・製粉・絞油それぞれの水車業が多少の时期的差異はあれ並行的に行われていたが、これは当地が領内の物流・消費の中心地たる松本城下に直接繋がる地区であったからこそであった。

近世中期以降の城下町周縁村では、一部で田地の亡所化がすすむ一方で、水車業のような新たな産業が定着する地区が生み出され、都市的場に活計を求めて移り住んできた在方百姓家族や町方の小商人たちが旧来の村の百姓とともにひとつの村共同体を形成した。多額の資金を要する装置産業である水車業では、「所有」と「経営」が分離した結果、資本の下に幾層もの権利関係と請負関係が展開し、末端では町・在居住の雇用労働力が活用されていた。都市的な社会構造が村落社会にコピーされた一事例とも言えるだろう。

しかし、いかに資本や労働力が町在間で横断可能なものであっても、その生産の場が村にある限り、都市的な社会とは異質な面を持ち続けた。水車業は、水の使用にあたっては村や用水組合村々からの共同体規制を強く受けるものであり、土地の使用や水車の譲渡にあたっては地主や他の小作農民の権利や利害と無関係ではいられなかった。水車業における所有関係は、村の田畑と同じように、個人のものでありながら間接的に共同体に所有されるものであった。水車業での労働者層に関しても完全に脱農化した者は少数であり、イエとして田畑の耕作を同時に行う者が一般的に存在した。

近年、都市史研究的な文脈で大名の陣屋元村社会を論じる研究が進みつつある。一つの具体的な地域事例から都市性と農村性の双方を横断的に論じる研究は今後も展開が期待されるであろう。しかし、人が土地との関係を完全に断ち切ることのできない近世という時代において、村落共同体論的な諸論点に光を当てることの意義は今後も存在し

続けると考ええる。

- 註
- (1) 朝尾直弘『都市と近世社会を考える』（朝日新聞社、一九九五年）、吉田伸之「都市と農村、社会と権力」（溝口雄三他編『交錯するアジア』東京大学出版会、一九九三年）。
 - (2) 志村洋「地域社会の変容―幕末の『強情者』と寺領社会」（藤田覚編『日本の時代史 17 近代の胎動』吉川弘文館、二〇〇三年）。
 - (3) 関連する研究として、齊藤紘子「伯大陣屋と陣屋元村」（『畿内譜代藩の陣屋と藩領社会』、清文堂、二〇一八年）がある。また、『新修亀岡市史』本文編第二卷（京都府亀岡市、二〇〇四年）の第五章第一節（長谷川澄夫執筆）や、金山真樹「近世初期丹波亀山城下町形成期における『村』（渡邊忠司監修『近世地域史文化史の研究』名著出版、二〇一八年）は丹波亀山城下町の「商農未分離」状況を論じている。
 - (4) 伊藤好一『武蔵野と水車屋―江戸近郊製粉事情―』（クオリア、一九八四年）、鈴木芳行「近世後期江戸周辺水車産業の地域展開」（『関東地域史研究』2（文献出版、二〇〇〇年））。
 - (5) 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』（有斐閣、一九五五年）第四篇。また、和泉農村の水車絞油業については、島崎未央「近世和泉における水車絞油屋の経営と地域社会」（『歴史科学』二二〇・二二一合併号、二〇一五年）などがある。
 - (6) 東折井家文書は二〇一七年十一月の蔵出し調査ではじめてその全容が確認され、現在、関西学院大学内において目録調査と写真撮影が進められている。二〇二〇年末の時点で全体の約七、八割の整理が終了しており、予想される史料群全体の点数は近世史料を中心にして七〇八〇〇点に及ぶと考えられる。以下、本稿で東折井家文書の出典を表す時は本文中にその史料番号のみを記す。
 - (7) 庄内組では元禄期以降大庄屋役は白板村の折井勘五郎・伴右衛門家（本折井家）が世襲した。松本藩領では大庄屋役と庄屋役が兼任されることはなかったが、有力庄屋が困窮村などの庄屋役を兼任する例はしばしば見られた。
 - (8) 『松本市史』第四卷、旧市町村編Ⅰ（松本市、一九九五年）三八二頁。
 - (9) 南塩は太平洋岸から持ち込まれる塩のことで、松本藩はその領内持ち込みを禁じていた。

(10) 他の年の借屋証文には「かき役」と書かれている。全ての借屋民に村の書役を当てることは考えられないので、「書役」は世帯単位に課された村夫役である。「鉤役」を差すと考えられる。

(11) 一札之事

一五丁目車屋元来各拙者共五人相合ニ致置候所、此度相談之上御兩人江相渡シ申候、六九車屋拙者共三人江請取申間式つ二割申候、以来相互ニ申分無御座候、為後日如件

宝曆六年 ミのや 清 蔵

子十一月 かめや 庄太郎

白板村 政之丞

三河屋与右衛門殿

長谷や治右衛門殿

(12) 『東筑摩郡 松本市・塩尻市誌』第二巻歴史下、(同郷土資料編纂会、一九六八年)六三九頁。

(13) この字伊勢町尻での水車建設が松屋治兵衛の個人プランではなかったことは、前年に白板村百姓清蔵から大庄屋に出された水車建設願(東折井九一九一三)に、

右車屋之義、町方酒屋其外江茂承合候処、米麦搗立候義其家内ニ而者難相届、多分車屋江遺度旨ニ御座候、尤只今迄車屋式軒御座候得共、式軒限ニ而者間合兼、別而麦蒔或新酒仕人時杯甚混雑仕、搗方差岡茂御座候ニ付、最老軒出来仕候様仕度段内々申聞候、且又乍恐御家中御飯米并町方迄茂自由宜可有御座候と奉存候

と記されていることも明らかである。

(14) 近世後期に松本城下町での米穀流通統制のために町方に置かれた役職で、穀仲買による他所買や在買、不当な高値販売などといった不正行為を監視した。

(15) 「差上申一札之事」(『長野県史』近世史料編、第五卷(三) 中信地方、七〇―七二頁)。

(16) 「仲間規定書之事」(同右、七二―七三頁)を本折井家文書にて一部校訂。

(17) 「水車油屋一件控」(同右、七五―七六頁)。

(18) 「差上申規定一札之事」(同右、二二四―二二五頁)。

近世後期、城下町周縁村落における水車業

- (19) 『地方凡例録 上巻』（近藤出版社、一九六九年）三三一頁、「水車運上」の項。
- (20) 「証文之事」（南折井家文書A—1—1四）。南折井家文書は二〇一〇年に松本市内の古書店から購入されたものであり、史料群の内容から、白板村武十郎家に伝来したものと考えられる。現在関西学院大学日本史学研究室で保管中。
- (21) 「讓渡申水車屋之事」（南折井文書A—1—1九）。
- (22) 嘉永元年の松本町方・在方水油商取極証文には、町方油屋が在方の水車屋を借り受けて営業するタイプとして、「通ひ」と「逗留」の二つが挙げられている（『長野県史』近世史料編五卷（三） 中信編、二二四頁）。
- (23) 安永六（一七七七）年には白板村の茂左衛門が六九町の御屋敷地を借りて御家中飯米の水車搗立を請け負うことを藩に願っている（東折井家文書九—h—九）。
- 御家中様方御飯米其外所々御渡米摺春減之儀ハ別紙ニ相認差上申候、則水車屋場所之義ハ六九御矢場西御屋敷地御拝借仕度奉存候、御年貢之儀者御吟味之上思召ニ被為 仰付可被下置候、依之御矢場矢道通掃除可仕候、并ニ御矢道両脇之草刈取見苦敷無之様ニ可仕候、御射場少々之御修覆者可仕候、惣而御矢場地中不残御預ケ被下置候者御預り中、掃除等万事心付御大切ニ可仕候（後略）

〔附記〕

史料の利用にあたり、東折井家と本折井家のご家族皆様にご多大な御便宜を賜った。ここに深謝の意を申し述べたい。なお本稿は、二〇一七—二〇二〇年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「近世、城廻り（陣屋元）地域の大家屋に関する研究」（研究代表者志村洋）、二〇一八年度関西学院大学個人特別研究費による研究成果の一部である。